京の上統一をかちとる

分裂・弾圧に屈せず 勝利はっねに闘う者の上に

困難な闘いを克服して京の上労組は分裂いらい四年三カ月ぶりについに統一をかちとった。われわれはこの経験を多としてとんご闘いを進めていかねばならないが、苦しいイバラの道をたどって勝利を勝ちとった京の上の統一までの姿を探ってみよう。

酒と暴力でくずす

京の上炭鉱に組合が結成されたのは昭和二十四年、当時組合員は九十五名であった。

組合では、三十一年四月、初の賃金闘争で二十四時間ストに突入した。これは二十九年に賃金を一割切下げられたのを復活する要求で闘かわれ、炭労に加盟して初めての闘争であった。

組合のストに対して会社は直ちにロックアウトを行なったが、これは余りにも常識外れなためすぐ解除になった。同時に組合の要求を認めて妥結した。

そこで会社は組織の分裂策動に乗り出し、まず広橋勤労主任を中心に、もと野上炭鉱労組（全炭鉱）書記長宮下幹治（39才）を連れてきて分裂を始めた。

同時に寮長の米沢信男（52才）を中心に寮生三十名で分裂を工作し、賃闘終了後約一カ月の五月十五、六日ごろ「脱退署名」を開始した。これを知った組合では組織を守って闘う署名で対決したが五月二十七日四十七名が脱退して第二組合を結成した。こうして四十八対四十七という半々に分裂した。

会社はこれに味をしめてますます第二組合の育成に力を入れ、分裂にはおきまりのコースである金、酒、暴力が動員された。

まず、寮生に酒を飲ませてたらしこむ一方、筑豊のグレン隊の中堅どころを勤労係員として引入れ暴力を振わせた。

執行委員会に殴り込み

例えばこういうこともあった。倉田組合長を勤労事務所に軟禁して花瓶やインク瓶を振上げて脅迫するのを手始めに、執行委員全員を一人ひとり呼びつけで同様な手段に出た。（執行委員は非常任である）

主婦に対しては酒に酔払った寮生にインネンをつけさせたり、揚句の果ては執行委員会に殴込みをかけさせるなどの暴行を働いた。

こういう嫌がらせをする一方、当時坑内にチエンコンベアを導入したので「機械化をしたから採炭の標準作業量を引上げる」と会社は申入れてきた。

京の上は本坑と新坑にわかれており、分裂後本坑に組合員、新坑に第二組合員がそれぞれ別れて就労していた。

職場闘争で打撃

組合では直ちに標作の問題で交渉に入ったが、交渉途中で期末手当の交渉の時期を迎え、二つの交渉を行なってきたが、交渉は難航をつづけた。

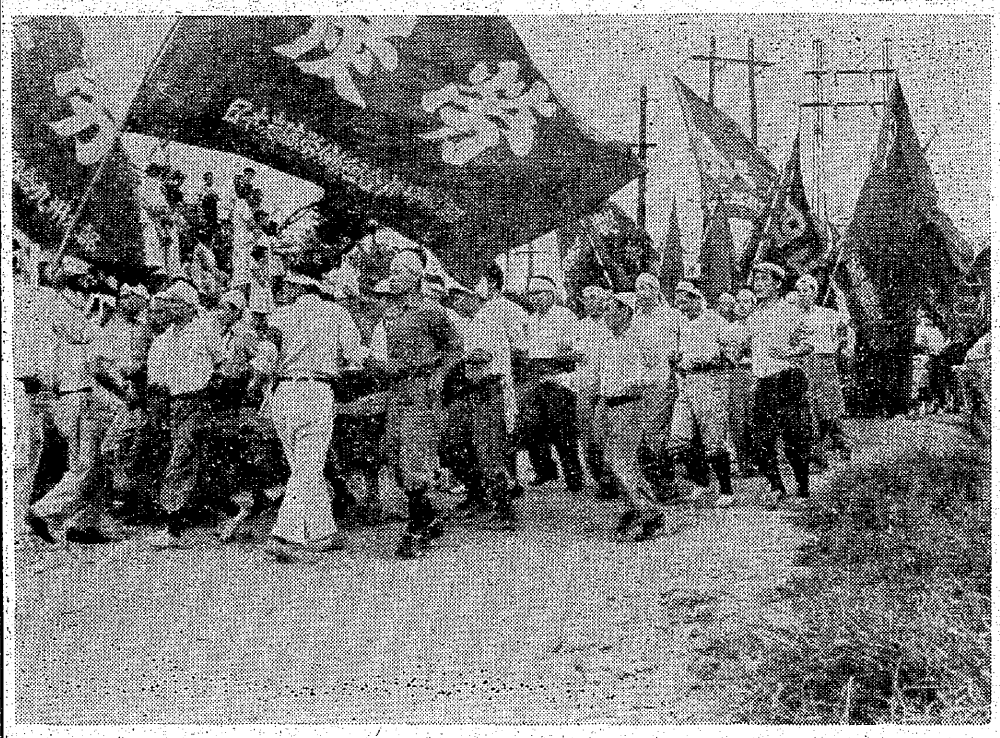

九炭労傘下から続々支援が来山（31年）

この間会社は、第二組合要員をどんどん採用しはじめた。組合では二つの交渉をつづけながらも決起大会などをひらき〃勤労係員の暴力即時中止〃を要求し、会社の攻撃に抵抗をつづけた。

分裂後組合員は半減し、ここで実力行使をやっても会社への打撃にはならないことを知った組合では生産点での対決で抵抗を始めた。例えば標作問題でまだ交渉中であるため、会社と組合で話合いのできた仕事だけをやり、交渉でまだまとまっていないものは作業拒否する。こういう闘いを一カ月半続けたが、このため組合員の収入は一日入坑して八円から十五円、ときには全然ゼロの場合もあり、相当苦境にあったが、会社への打撃は大きかった。このため八月七日ついに会社は組合の要求を認め、期末手当、標作問題とも妥結したここに至るや会社はこれではいかぬと第二組合の育成をいよいよロコツにしだした。

人権闘争に入る

組合では組織防衛ということで勤労主任の広橋の追及を深め人権闘争に入った。

全面ストの効果も薄いため全体的な炭労の統一闘争ができるまでは生産点での対決を強化することとして、職制に対する追及を強めていった。

そのごいよいよ無期限ストに入る条件も整い十月十五日からストに突入、九炭労では各支部から現地に動員して第二組合員の入坑阻止商品炭の搬出を阻止するため水洗機、ポケットにピケを張った。

この闘争に警官も介入しだし十月二十四日に直方の警官五百人を動員し、ピケは威力業務妨害だから実力で排除すると通告してきた。

十月二十五日、九炭労では政治局員を中心として会社と団交をもち勤労主任の広橋は直ちに追放できないが、九炭労丸岡委員長と社長の話合いを信頼してもらいたいということで話がついた。

ところが、それにもかかわらず広橋は勤労主任こそ追放されたが、逆に一段上位の事務長にノホホンとおさまり、九炭労の交渉は錯誤を来たす結果となり、組合員は不満をもったが、組合の力の限界でやむを得ぬ、闘いを将来にもって行き団結を強化しようということになった。そして、もう一度職場闘争を開始しようということになった。

人権闘争に入る前は組合五十名、第二組合九十名だったが、この人権闘争の中で二十名が組合に復帰してきた。

活動家を懲戒解雇に

昭和三十二年、神武景気を反映してこの年は中小大手を問わずベースアップが行なわれ、大手五十八円、中小五十八円プラスアルファを獲得した。

京の上では第二組合が早々と五十三円で妥結した。組合ではこの額では不満だと会社に迫ったが、会社は第二組合を上廻る額は到底出せないと拒否、ついに百一日におよぶストに突入した。

四月十日には九炭労傘下中小鉱の十四山が二十四時間ストの支援に立上り、六月二十五日には九州全山一時間五十分の時限ストに発展した。

この結果、ついに会社も折れて五十五円で妥結するに至った。

九炭労傘下の各支部は、これまでに多数を動員して京の上闘争を現地でともに闘い、安永資本の暴力と圧制、これとロコツに結びついた警察の弾圧などをその身で体験していた。このいかりが、中小闘争を支える初ての大手・中小連帯ストに発展したのである。

この闘争で一名が復帰してきた。

また、この闘争期間中組合員はアルバイトに従事して闘いを続けたが、森（第三書記長）はこれを妨害したので、組合員の抗議にあい暴行を受けたということで、森は会社と打合せて組合の活動家を告訴した。

そのため倉田組合長以下鍵田書記長、浦部（職場委員）菊池（職場委員会会長）柳沢（青年部長）の各氏が傷害罪で起訴され、ほかに起訴猶予されたものが十二、三名になった。

会社はこの時とばかりに、起訴された者は刑法に触れたものとして就業規則をたてに懲戒解雇処分にした。組合では百一日闘争のあとでもあり、これを法廷闘争に持込んだ。これは現在なお続けられている。

第三組合の発生

三十三年に入り組合では、十月に「坑内殉職者見舞金要求」「組合員の懲戒解雇撤回」「住宅貸与」の要求と四項目の職場要求を掲げて闘争に入り、十月二十二日から第三波の無期限ストに突入した。スト七日目の二十八日、組合内に第三組合（十一名）が発生した。

かれらは苦しい闘いの中でたえきれず、生活を崩してしまった者たちが多かった。パチンコにこって生活を破壊したもの、競艇に入れあげたもの、男女関係に失敗したものたち――第二組合の影響力が失なわれかけているのに焦った会社はこの弱味に金を注ぎこみ、ついに分裂させたのである。

また第二組合からも四十一名が復帰し、その結果第一が百九名、第二は二十二名となった。

つぎの大きな闘いは、昨年末の期末手当闘争である。

会社側の攻撃はやはりきびしく、組合は年をこえて今年の四月十三日までつづく一二二日のストライキを打たねばならなかった。しかし第一組合はこの苦しい闘いのなかで奮闘し、統一（第二組合の壊滅）をほぼ決定的にしたのである。

期末要求に対して、会社はタダの四千五百円を回答したのみだった。京の上の組合は、「これこそは組合が分裂しているためだ」と鋭く見抜いた。一方、第二組合の幹部は「第二の方は、第一より多くとれる」と宣伝していた。

京の上のなかまから第二組合員に対する、こころをこめた団結のよびかけは強化された。「第二組合のみなさん、おとなし、第一・第二が期末で共同闘争を組んだときは、一万二千円とれた。こんどはやっと四千五百円だ。第二の幹部は第一よりは多くとるといっているが、四千五百円にいくらプラスアルファがついても、たいしたことにはなるまい。これは労働者の力が分裂しているからだ。統一しなければ、われわれは弱いのだ」

この宣伝は、第二組合員の胸にぐんぐん食いこんでいった。第二組合員はついに十六名まで減少した。そして会社は「この第一組合は、どうしてもつぶせぬ」という判断を最終的につけざるを得ないハメになったようである。

その証拠は、すぐに来の期末手当闘争にあらわれた。期末の協定書をかわすとき、第一組合は「この協定は、京の上炭鉱における唯一の協定である。第二の幹部はプラスアルファをとると宣伝しているが、これ以上には、どんな型、どんな額にせよ、差別支給をしてはならない」と、会社に強く要求した。会社はたしかに約束した。

こうして、第二の分裂幹部は第二組合員からも完全に浮き上った。あわてたかれらが、かれらの上部組織である金炭鉱を通じて会社に「伺い」をたてたとき、会社は「組織の問題について、われわれからトヤカクは云えません」と、つめたく突き放したのである。

これについて京の上労組は云っている。「第二組合をつかっての分裂工作では、会社はじつにねばり強くがんばった。しかし、けつきょく、われわれが勝ったのだ。第二組合にいくら金を注ぎこんでもわれわれをツブすことはできぬということを、ついに認めざるを得なくなったのだ。そして、会社が手をひくと同時に、第二組合はつぶれてしまった」

こうして八月二十八日、ついに統一の日が来た。第二組合は消滅した。四年三カ月ぶりである。統一がなったあと、分裂の主謀者である第二の書記長、財政部長はひっそりと退職願を出しヤマを去った。残った組合長は怪我で入院中だが退院してもヤマにはいられまいと京の上のみんなは云っている。

○…池田内閣は日ごとに本性をあらわし、こんど大衆行動には自衛隊を動員して〃射撃と刺突〃をもつて弾圧する計画を着々とすすめている。防衛庁の陸上幕僚会議がこのほどまとめた「治安行動教範」がそれで、〃弾圧教範〃ともいえるこの草案によると「多人数が集合して行なう暴力的不法行為」に対して自衛隊の戦車、航空機、ガスその他の〃化学兵器〃を用いて弾圧し、その状況によっては「組撃または刺突する」とまで規定している。

○…草案の総論によると自衛隊が出動する場合は「警察力をもつては治安を維持することができない間接侵略、その他の緊急事態または治安維持上重大な事態」とみとめられたとなっているが、ここで注意が必要なのは〃間接侵略〃とは「外国の教唆または干渉によって生ずる暴動」と規定しているが、安保闘争を「国際共産主義の扇動による破壊的行動だ」ときめつけた岸政府のこの規定は〃間接侵略〃のきめつけにもなりかねないのである。六・一八〃根こそぎデモ〃の夜、自衛隊を出動させて弾圧を企んだことを思いおこせば、このことはなすけるだろう。

○…「国際共産主義の扇動うんぬん」の政府声明を出させたのは、当時の通商大臣であった現首相の池田勇人であるといわれている。

「弾圧教範」はそのときからすでに彼の頭のなかにあったわけだ。

それはマッカーサー大使からのきつい要請四項目（1）治安対策の確立（2）自民党反主流派の崩党（3）財界との提携強化（4）マスコミ対策強化）の一つであり、これによって国民の反政府行動を封殺しようとねらっているわけで、総選挙後からいつでも運用できる態勢を進めている。とうてい許すことのできない重要事だ。

大衆行動 弾圧に自衛隊

射撃も定めた行動教範

ねばりづよく 団結の呼びかけ

組合ではこれより戦術を転換、ストをやめて就労を行なった。

そして職場闘争をもう一度やろうということになり、これと併行して第三組合員の説得を始めた。

この結果十一月中旬になり第三組合の大塚副組合長外二名が説得で復帰してきた。

「第三組合の性格は完全に会社の政策が入っており、第一組合で闘うことが正しいと思った。いままで第一組合に対して不信もあったが、組織を割って初めて組織の在り方がわかった。許してもらいたい」ということであった。

幹事町長の選挙を一月に控えて組合では十二月、第二組合に対して統一選挙をやろう、そのため話合いを持とうと持込み、ここに統一の選対委員会をもった。この選挙は勝利に終っている。

第二組合員復帰しだす

三十四年に入り一月二十五日、第三組合員全員が復帰してきた。また第二組合員からも四十一名が復帰してきた。

闘いぬいた統一

京の上 倉田組合長かたる

京の上炭鉱の労働者は、ぜんぶで一〇〇人足らずですが、分裂のひどいときは、第二が一四〇人にもなったのです。会社がどんどん新規採用し、それをみんな第二に入れたので。そして第一組合の者には日に日に暴力、イヤガラセ、一方では酒食の誘惑が激化した――一時はもうこのまま第一はつぶれるかと思ったものです。一番へったとき五〇何名かでした。

第二へいった奴は情かったです。三池の皆さんはよくわかってくれると思います。顔をみれば何かひとことぶつけてやらずには気がすまなかった。しかし、五〇何名かのドン底であえぎながら考えましたいつまでもこうやって第二と激烈に対立していても、低賃金も解消せず、圧制も、一日十四―五時間労働もかわらんと。

会社は第一、第二が喧嘩してても痛くもかゆくもないわけですからね。そして、団結して職制と対決する、会社と対決しようと考えたこれが最初の転換でした。

このとき、親身に指導してくださったのが三池の方です。いまでも忘れません。

五〇数人の団結はぜったい崩さんという決意で、お互いたすけあい職場でも地域でもいろいろやりました。その結果、たとえば私たちの働く本坑ではボタ引きは平均一合、新坑の第二は前よりひどく三合もひかれる――闘うものと闘わんヒモツキ幹部にだまされたものとの差が歴然と出てきたのです。

私たちがドン底からたち上り、迫害や挑発に堪え、第二に走ったものへの憎しみの感情もおしこらえて、会社との対決に専心した結果第二組合員をも目覚めさせることができたのです。

私たちは四年三カ月ぶりに統一を獲得しました。これからが、資本家とのほんとうの闘いだと思っています。